

保總発1109第1号
平成23年11月9日

社団法人 日本産婦人科医会会長 殿

厚生労働省保険局総務課長



診療報酬等の支払い早期化に関する関係者の対応について

標記について、別添のとおり、都道府県知事、政令市長、特別区長、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、社会保険診療報酬支払基金理事長あて通知したのでお知らせします。



写

健 発1109第5号
薬食発1109第2号
雇児発1109第1号
社援発1109第7号
保 発1109第1号
平成23年11月9日

都 道 府 縿 知 事 殿
政 令 市 長 殿
特 別 区 長 殿
全国健康保険協会理事長 殿
健康保険組合理事長 殿
社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長

厚 生 労 働 省 医 藥 食 品 局 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

厚 生 劳 働 省 保 険 局 長

写

診療報酬等の支払い早期化に関する関係者の対応について

標記について、「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（平成 18 年 4 月 10 日保総発第 0410001 号）における「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」に定める診療（調剤）報酬（以下「診療報酬等」という。）の請求に当たり、電子情報処理組織等を使用する場合の届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払いについては、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を介するものを対象に、平成 24 年 3 月に医療機関等から請求された診療報酬等の支払分（過誤分含む。）から、原則として請求月の翌月 20 日まで（この期日が、土日祝祭日に該当する場合には、別の期日となる場合がある。以下各々の期日について同じ。）を行うこととしたので、各関係者においては、下記の 1 から 4 までに記載するとおり、お取り計らい願いたい。

なお、医療機関等への診療報酬等の支払いが、既に請求月の翌月 20 日より前に行われている国保連においては、この支払分について、今般の通知により特段の措置を求めるものではない。

今般の通知は、診療報酬等の請求が電子情報処理組織等を使用して行われることにより医療保険制度の審査支払事務全体が効率化の利益を享受することに鑑み、電子情報処理組織等を使用した診療報酬等の請求を行う医療機関等に対し、その利益を還元するとともに、今後、電子情報処理組織等を使用した診療報酬等の請求を一層促進するためを行うものである。

なお、この通知において示す診療報酬等の支払い早期化への対応は、国保連を介する診療報酬等の支払いを対象とするが、社会保険診療報酬支払基金を介した診療報酬等の支払いの早期化についても、今般の措置を参考として関係者間で引き続き検討を行うこととする。

記

1 都道府県民生主管部（局）における対応

（1）管内保険者への周知

平成 24 年 3 月に医療機関等から請求される診療報酬等の支払分（過誤分含む。）から、支払いの早期化に対応するため、国民健康保険の保険者から国保連への診療報酬等の支払いは、平成 24 年 4 月に国保連から請求される診療報酬等分（過誤分含む。）から当該請求月の 18 日までに行うよう、貴管内保険者に対し周知徹底

写

すること。

また、これに併せて出産育児一時金等の支払いについても、医療機関又は助産所への支払いを早期化する観点から、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」(平成23年1月31日保発0131第4号等)別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、医療機関又は助産所から国保連へ提出される各月10日提出分の専用請求書(異常分娩のものに限る。)及び各月25日提出分の専用請求書の国民健康保険の保険者から国保連への支払いについては、平成24年3月提出分から、提出月の翌月18日までに行うよう貴管内保険者に対し周知徹底すること。

(2) 国保連への周知

① 医療機関等への支払い

平成24年3月に医療機関等から各国保連に請求される診療報酬等(過誤分含む。)から、医療機関等への支払いを請求月の翌月20日までに行うよう、国保連に対し周知徹底すること。

また、出産育児一時金等の国保連から医療機関又は助産所への支払いについては、各月10日提出分の専用請求書(異常分娩のものであって、国民健康保険の保険者あてのものに限る。)及び各月25日提出分の専用請求書に係る支払いは、平成24年3月提出分から、当該提出月の翌月20日までに行うよう周知徹底すること。

② 各保険者等への請求

上記(1)に対応するため、国保連から各保険者、公費負担医療の関係者及び関係団体への請求は、平成24年3月に医療機関等から国保連に請求される診療報酬等(過誤分含む。)から請求月の翌月の7日までに行うよう、周知徹底すること。

また、出産育児一時金等の国保連から保険者への請求については、各月10日提出分の専用請求書(異常分娩のものであって、国民健康保険の保険者あてのものに限る。)及び各月25日提出分の専用請求書の請求は、平成24年3月提出分から、提出月の翌月7日までに行うよう周知徹底すること。

2 都道府県後期高齢者医療主管部(局)における対応

平成24年3月に医療機関等から国保連に請求される診療報酬等の支払分(過誤分含む。)から、支払いの早期化に対応するため、後期高齢者医療広域連合から各国保連への診療報酬等の支払いは、当該請求月の翌月18日までに行うよう貴管内後期高齢者医療広域連合に対し周知徹底すること。

3 都道府県・指定都市・中核市の公費負担医療主管部(局)における対応

写

平成 24 年 3 月に医療機関等から国保連に請求される公費負担医療に関する費用の支払分（過誤分含む。）から、支払いの早期化について対応するため、各国保連への公費負担医療に関する費用の支払いは、当該請求月の翌月 18 日までに行うよう貴管内の関係者及び関係団体に対し周知徹底すること。

なお、別添として、今般の措置の対象となる公費負担医療の契約を掲げる。

4 出産育児一時金等の支払いに関する被用者保険の保険者の対応

今般の診療報酬等の支払い早期化に併せ、出産育児一時金等についても支払い早期化を図ることとしたことから、実施要綱（「「出産費等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」を含む。）に基づき、平成 24 年 3 月 25 日に医療機関又は助産所から各国保連へ提出される専用請求書の支払い分から支払いの早期化に対応するため、各月 25 日提出分の専用請求書の被用者保険の保険者から各国保連への出産育児一時金等の支払いについては、平成 24 年 3 月提出分から、提出月の翌月 18 日までに行うこと。

診療報酬等の支払いに関する事務を国保連に委託契約できる公費負担医療一覧

法別	略称	根拠法等
51	特定	H15. 6. 6環保企発第030606004号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」
51	特定	H4. 4. 30環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」
51	特定	H17. 5. 24環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」
66	石綿	石綿による健康被害の救済に関する法律
22	麻薬	麻薬及び向精神薬取締法
10	結核	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（37条の2）
11	結核	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（37条・結核）
28	感染	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（37条・新感染症、結核以外）
29	感染	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（37条・新感染症）
38	肝炎	H20. 3. 31健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」
51	特定	S48. 4. 17衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」
51	特定	H元. 7. 24健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」
18	原爆	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
19	原爆	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
43	老被	S48. 4. 17衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「老人被爆者に係る医療に関する費用の取扱いについて」
23	母子	母子保健法
53	児童	児童福祉法
17	児童	児童福祉法
52	小児	児童福祉法
53	措置	児童福祉法
79	施設	児童福祉法
15	更正	障害者自立支援法
16	育成	障害者自立支援法
20	精神	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
21	通院	障害者自立支援法
24	介護	障害者自立支援法
13	戦傷	戦傷病者特別援護法
14	戦傷	戦傷病者特別援護法